

兵庫県立学校教育用端末貸与についてのQ&A

Q1	この制度で貸与される範囲はどこまでなのか？
A 1	教育用端末（タブレットやパソコンなど）本体のみです。 貸与後、学校指定のソフトは自動的に設定されますが、それ以外の有料アプリをインストールする場合は、各自でご負担いただきます。 また、学校以外での通信料、充電にかかる費用等も各自でご負担ください。
Q2	「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」とは？
A 2	「所得課税証明書」に記載の道府県民税所得割額・市町村民税所得割額が、保護者全員0円の世帯のこと。 *裏面『（参考）「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）」の確認方法』をご確認ください。
Q3	所得課税証明書は誰の分を提出するのか？
A 3	保護者等全員分です。（保護者等に収入がない場合も、非課税証明書を提出してください。） 例①父・母・兄・祖父・生徒本人の5人家族（親権者は父母）の場合 ⇒父と母の課税証明書を提出してください。 兄や祖父に収入があっても、親権者である父母の2名分で判定します。 例②母・兄・祖父・生徒本人の4人家族（親権者は母）の場合 ⇒母の課税証明書のみ提出してください。 例①同様、兄や祖父に収入があっても、親権者である母の所得のみで判定します。 ※保護者等とは、基本的には親権者を指します。親権者がいない場合、未成年後見人や主たる生計維持者となります。提出書類チェックリストに世帯状況ごとに必要な書類を記載しているので、詳しくはそちらをご確認ください。
Q4	就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーで認定できないのか？
A 4	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条において、限定的に定められた事務の範囲内で、具体的な利用目的を特定して利用することができると定められています。そのため、就学支援金/就学奨励費の申請で提出するマイナンバーの情報は、それ以外の事務では利用できません。
Q5	「その他、特別な事情により学校長が貸与妥当と認める者」とは、どのような事情の場合か？
A 5	令和6年1月1日から入学までの間に、保護者の離職や収入減などで家計が急変した場合などです。 令和5年分の課税証明書には、令和5年中の収入状況が記載されているため、令和6年1月1日以降の収入状況が分かりません。 そのため、家計急変理由にあわせて書類を提出いただき、「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか、所得の判定をします。 その他、特別な事情がある場合には学校へご相談ください。
Q6	A5の家計急変による「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」は、どのように判定するのか？
A 6	提出書類チェックリスト〈家計急変用〉に記載の書類を提出していただきます。 提出書類をもとに、家計急変後1年間の収入見込額を計算し、その金額が「保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯」に相当するか審査します。 (非課税世帯に相当する世帯の収入は以下のとおりです。) 2人世帯：2,044,000円未満、3人世帯：2,216,000円未満、4人世帯：2,716,000円未満、 5人世帯：3,216,000円未満、6人世帯：3,704,000円未満、7人世帯：4,140,000円未満
Q7	貸与が認められた後に非課税世帯ではなくなった場合、返却しなければいけないのか？
A 7	収入の確認は申請時の一度きりですので、貸与後に収入が増加しても、基本的には返却を求めることはありません。
Q8	入学時に貸与が認められなかった場合、今後収入が減っても申請できないのか？
A 8	家計が急変した場合や、令和6年度以降の所得課税証明書で非課税となった場合は申請が可能です。 その際は、学校へご相談ください。
Q9	塾の配信動画を視聴するなど、学校での学習以外に使用してもよいのか？
A 9	学習活動での使用は認めます。ただし、それにかかる費用（通信費、有料アプリのインストール等）は各自でご負担ください。また、返却時には個人で追加したアプリ等はすべて削除していただきます。
Q10	利用者の責任となる「故意又は重大な過失」とは、どのような状況か？
A 10	不安定な場所に置いたために落下・破損した場合、浴室に持ち入り水没した場合、貸与端末を用いて他者に危害を加えようとした場合など、少し注意すれば回避できるにもかかわらず、何も対処せず破損したというような状況です。 故意や過失にかかわらず、破損した場合はすみやかに学校へ報告し、学校の指示に従ってください。